

総合評価書

1. 評価対象施策

子ども・若者育成支援の総合的推進

2. 担当部局

政策統括官（政策調整担当）

3. 政策評価時期

令和3年8月

4. 評価対象期間

平成28年度から令和2年度

5. 施策の概要

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）（以下「子若法」という。）第8条に基づく子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「大綱」という。）に掲げられた施策を総合的に推進する。

6. 施策の目的

全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会の実現を目指す。

7. 関連予算額・執行額（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額	197	205	187	177	155
執行額	133	110	148	138	78

※ 内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（青少年企画・青少年支援担当）付において実施される施策の予算に限る。

8. 施策の実施状況

○体制整備

教育、福祉、雇用等の分野を通じた支援体制の整備を支援するため、以下の施策を実施した。

- ・子ども・若者総合相談センター（子若法第13条）（以下「センター」という。）の体制整備を研修・会合の開催や専門家の派遣等により支援した。
 - センター体制整備地域数：96地域（令和3年1月1日現在）
 - センター機能普及に関する研修：2回開催（令和元～2年度実績）
 - センター機能高度化のための会合：2回開催（令和元～2年度実績）

- ・子ども・若者支援地域協議会（子若法第 19 条）（以下「協議会」という。）の体制整備を専門家の派遣や講習会の開催等により支援した。
協議会整備地域数:128 地域（令和 3 年 1 月 1 日現在）

○広報啓発

- ・毎年 11 月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、関係府省、地方公共団体、関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施した。
（同月間中に内閣府主催で行った中央研修大会には、各地の青少年団体の代表者等約 1,600 名が参加）
- ・子若法第 17 条に基づき、子供・若者の現状と意識に関する調査、ひきこもりの実態把握に関する研究や調査研究会を実施するとともに、子供・若者育成支援への活用や関係者の啓発等に資するため、報告書を取りまとめ、内閣府の HP 等で公表した。
子供・若者の現状と意識に関する調査：5 件実施
ひきこもりの実態把握に関する調査：1 件実施
子供・若者施策調査研究会：14 回開催
- ・子供・若者を育成支援する活動などにおいて顕著な功績があった団体等や社会貢献活動において顕著な功績があった子供・若者等を表彰した。
子供と家族・若者応援団表彰：108 件表彰
未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー：49 件表彰
チャイルド・ユースサポート章（好事例の紹介）：74 件

○研修

- ・子若法第 18 条に基づき、公的相談機関や NPO 法人等の職員、地域で牽引的役割を担っている青少年育成指導者、少年補導委員及び青少年健全育成を図る活動を行う団体の指導者等、子供・若者育成支援に携わる者を対象に研修を実施した。
ブロック研修会：30 回開催（平成 28～令和 2 年度実績）
中央研修大会：5 回開催（平成 28～令和 2 年度実績）
青年リーダー研修会：4 回開催
（平成 28～令和 2 年度実績（2 年度はコロナ禍のため取りやめ））
公的機関研修：1 回開催（平成 28 年度実績）
民間団体研修：1 回開催（平成 28 年度実績）
相談業務研修：4 回開催（平成 29～令和 2 年度実績）
専門分野横断的研修：4 回開催（平成 29～令和 2 年度実績）
アウトリーチ（訪問支援）研修：5 回開催（平成 28～令和 2 年度実績）
アウトリーチ上級者向け研修：2 回開催（令和元～2 年度実績）

○子供・若者の参画促進

- ・子供・若者育成支援の推進に、当事者である子供・若者自身の参画を促進するため、全国から募集した中学生から 20 代までの子供・若者（ユース特命報告員。令和 2 年度 384 名）に対し、ウェブでの意見募集・対面式での意見交換（ユース・ラウンド・テーブル）を実施し、その概要を内閣府の HP で公表するとともに、関係府省庁における施策の企画・立案の参考とした。
意見募集：19 回実施（平成 28～令和 2 年度実績）
ユース・ラウンド・テーブル：10 回開催（平成 28～令和 2 年度実績）

9. 政策効果の把握

大綱に掲げられた施策の実施状況やその効果等については、平成 31 年 4 月、全閣僚により構成される「子ども・若者育成支援推進本部」の下に有識者からなる「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置し、検証・評価を行った。それらにより把握した政策効果については、以下のとおり。

(1) 必要性

大綱の実施期間中、新型コロナウイルス感染症が発生するとともに、情報化、国際化、少子高齢化が急激に進行するなど、子供・若者を取り巻く状況は大きく変化した。多くの子供・若者は不安を高め、孤独・孤立が顕在化するとともに、児童生徒の自殺者数が令和 2 年に過去最多となるなど、状況は深刻さを増している。子供・若者が過ごす場を、家庭、学校、地域、ネット空間、働く場の 5 つに分けて整理・分析しても、例えば以下の通り多くの課題が見られるところであり、子供・若者育成支援について、生命・安全の確保をはじめ、より一層の取組が必要となっている。

【家庭】虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等の社会問題化等

【学校】特別支援教育や日本語指導を要する者の増加、生徒指導上の課題の深刻化等

【地域】住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等

【ネット空間】SNS に起因する犯罪被害・誹謗中傷の深刻化等

【働く場】若年無業者の増加、テレワークなど新たな働き方の推進等

(2) 効率性

平成 22 年度以降、子若法に基づき大綱を策定し、施策を総合的に推進してきた。これにより、従前からの教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野縦割りの取組に「子供・若者の育成」という横串が入り、分野を超えた連携・協働が進んだ。

(3) 有効性

例えば、平成 30 年に実施したひきこもりの実態調査の結果については、新聞等で多数報道され、論文等にも多数引用されるとともに、関係省庁や地方公共団体における関連施策の企画・立案等の参考資料とされるなど、ひきこもりの実態や支援の必要性に対する認識を高め、支援の充実に向けた検討時の根拠となるデータを提供することができたと考えられる。

また、センター又は協議会が管内に複数設置されている都道府県数も年々増加しており、子供・若者への分野横断的な相談・支援体制の構築が進んできたと言える。

更に、研修についても、教育、福祉、医療、雇用、更生保護など多様なバックグラウンドを持つ者を広く対象として実施しているため、参加者からは、多角的な視点の獲得やネットワークの構築が図られるなど、有意義であるとの評価を受けている。このような点は、他省庁等で開催される研修に比べ有効性があると考えられる。

加えて、内閣府が毎年実施している「インターネットによる共生社会及び子ども・子育て支援に関する意識調査」において、「社会全体が一体となって青少年の健やかな成長を支える必要があると思う」とする人の割合は、平成30年度以降増加傾向となっており、広報・啓発面についても一定の有効性が認められる。

以上のようなことから、実施施策には有効性があると考えられる。

10. 政策評価の結果

上記評価を総括すれば、これまでの取組に一定の効果が認められる一方で、新型コロナウイルス感染症の影響など、子供・若者を取り巻く状況はさらに厳しさを増しており、より一層の取組が求められているということである。

このような観点を踏まえ、有識者会議において議論を進め、令和3年4月に政府として新たな大綱を策定した。新大綱においては、子供・若者の生命・安全の確保を最重要課題に位置づけるなど、子供・若者育成支援の方向性や基本的施策等を明示するとともに、例えば以下の点を新たに盛り込んだ。

- ・子供・若者の状況等に関する各種指標を分かりやすく整理した「子供・若者インデックスボード」を作成・公開し、社会全体で共有する。これにより、家庭、学校、地域、行政、企業、NPO、研究機関等、各ステークホルダーによるそれぞれの得意分野や知見等を活かした取組や、それぞれの連携・協働を促進しつつ、現役世代を含め、新たな担い手の確保を図る。
- ・子供・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、その形成過程において子供・若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮するとともに、インターネットによる意見募集や、直接参加型の意見交換等を推進する。

11. 学識経験を有する者の知見の活用

有識者会議で、平成31年4月から計13回にわたり、大綱に掲げられた施策の実施状況やその効果、新たな大綱の在り方等について意見を聴取した。

令和2年12月に取りまとめられた同会議の報告書では、「子供・若者が誰ひとり取り残されず、社会の中に安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、支援の担い手やそのネットワークを強化しつつ取り組むとともに、取組の推進・評価にデータを有効活用していく」ことが必要である旨、提言されている。

当該提言等を新たな大綱策定時に活用した。

12. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

(1) 根拠とした統計・データ等

- ・子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）
- ・子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）
- ・子供・若者育成支援推進のための有識者会議（会議資料）
- ・子供・若者白書

(2) 学識経験を有する者の知見の活用に関する情報

新たな子供・若者育成支援推進大綱の在り方について（令和2年12月子供・若者育成支援推進のための有識者会議）